

## 地方単独の

# 緊急防災インフラ整備事業について

## 緊急自然災害防止対策事業債

### 総務省自治財政局地方債課

#### 住民の命を守るために

近年、各地で地震や豪雨など大規模な自然災害が相次ぐ中、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性はより一層増しており、喫緊の課題となっている。また、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要である。このような中、全国的に重要なインフラに関する緊急点検が実施されるとともに、その結果等も踏まえ、特に緊急に実施すべき対策について、平成30年度から令和2年度までの3カ年で集中的に実施することとされ、政府において「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「3か年緊急対策」という）が取りまとめられた。

この「3か年緊急対策」と連携しつつ、地方単独で実施する防災インフラの整備を推

進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業を創設し、令和元年度地方財政計画に3000億円を、令和元年度地方債計画に緊急自然災害防止対策事業債3000億円をそれぞれ計上している。

また、本事業債の具体的な財政措置については、**充当率を100%**とし、元利償還金の70%に対して、公債費方式により地方交付税措置を講じることとしている。（資料1参照）

本稿では、本事業債について、実際の活用事例や活用自治体の声を紹介しながら解説する。

#### 幅広い対象事業

大規模な自然災害が相次ぐ中、安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災

害防止対策事業計画」（資料2参照）に基づき実施される治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設、海岸保全、たえず湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災および都市公園防災に係る国庫補助事業の要件を満たさない地方単独事業を対象としている。

また、「3か年緊急対策」と直接関連しない事業であっても、対象になる点には留意いただきたい。

#### 実際の活用事例

ここまで事業債の概要を説明してきたが、実際にどのような事業に活用されているのか、令和元年度の緊急自然災害防止対策事業計画の中からいくつか紹介したい。事業実施に当たった際の参考としていただければ幸いである。

静岡県牧之原市  
水路改修事業(河川)

事業内容

台風等による大雨時に、住宅地への越水被害が発生している水路の断面を拡幅する工事を緊急に実施するもの。

総事業費

85百万円



改修前



改修後

(注)写真は過去の類似事業におけるもの

広島県安芸高田市  
流路工整備事業(林地崩壊)

事業内容

過去に大雨等により崩壊が発生した山腹について、今後の大雨等によりさらに崩壊が進んだ場合、人家へ被害が及ぶ恐れがあるため、緊急に流路工を実施するもの。

総事業費

3百万円



改修前



改修後

宮城県大崎市  
ため池整備事業(農業水利施設)

事業内容

平成30年度に実施した緊急点検において、ため池の堤体の内側に設置されている遮水シートに損傷が発見され、そのまま放置した場合には堤体が決壊し、付近の農用地や沿道に浸水被害が生じるおそれがあるため、堤体の補強工事を緊急に実施するもの。

総事業費

60百万円



改修前



改修後

(注)写真は過去の類似事業におけるもの

## 活用した市長さんの声

実際に本事業債をご活用いただいたいている市の市長からコメントをお寄せいただいたので、ここで紹介する。

### 小規模災害の拡大防止



＜富山県氷見市＞  
林 正之市長

本市は脆弱な地盤が多く、土砂災害が発生しやすい地域であります。昨年の豪雨による山地被害に対応するための治山事業など、国庫補助の対象とはならないものについて、本事業債を充当しております。本市は財政力が弱い状況にあり、本年度以降も災害防止のため、緊急性の高い事業に本事業債を活用する予定です。

### 加速する防災インフラ整備



＜高知県安芸市＞  
横山幾夫市長

本事業債の創設は、財政力の弱い本市に

とって防災インフラ整備の強力な追い風であり、単独事業でありながら集中的な取り組みが可能になりました。豪雨等による暮らしや基幹産業である農業等への被害防止を目的に、河川改良等に効果的に活用しており、住民の安心に寄与しています。

### 積極的な活用を！

平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震など、近年、

(資料1)

**緊急自然災害防止対策事業**

○ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」を創設（事業期間は、令和元・2年度の2か年）

**対象事業**

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】 治山・砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

【事業イメージ】

**充当率・元利償還金に対する交付税措置**

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）	一般財源
元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源

(資料2)

緊急自然災害防止対策事業計画について<記載例>					
事業名	●●川河川改修事業		対象施設の区分	河川	
事業の内容 (施工場所(所在地))	○●市が管理する●●川に係る河道掘削、排水機場の整備を行うもの。 (○●市●●地区)				
実施期間	2019年11月～2021年3月				
財源 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源	その他特定財源
	2019年度	150,000	150,000	0	0
	2020年度	200,000	200,000	0	0
	計	350,000	350,000	0	0
事業の必要性、緊急性	<p>・市内を流れる●●川は、過去にも台風による大雨等に際し、強度となく堤防決壊等による氾濫を繰り返してきており(例:昭和50年、平成6年)、●●川よりも低位にある●●地区等が浸水し、同地区等の多数の家屋に浸水被害が生じるとともに、学校等をはじめとした公共施設にも大きな浸水被害が生じてきた。</p> <p>・平成30年度に、市が所有・管理する河川管理施設について、市独自の一点検を行った結果、今後想定される大雨等が発生した際、現在の河道や排水機場の状態では、過去に生じたような浸水被害が再び発生する可能性があることが判明したところ。</p> <p>・今回整備する河川管理施設については、個別施設計画は未策定であり、令和元年度中に策定予定だが、上記の状況から、緊急に河道掘削と排水機場の追加整備を実施する必要がある。</p>				
<p>&lt;参考&gt;国庫補助対象とならない理由</p> <p>防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修事業であるため。</p>					

大規模な自然災害が相次ぐ中、持続可能な地域社会の実現のためには、地域における防災・減災の取り組みは極めて重要である。本事業債の事業期間は、政府の「3か年緊急対策」と合わせて令和2年度までとなっている。

各市におかれては、喫緊の課題である防災インフラの整備を推進するため、本事業債を積極的にご活用いただきたい。

# 市政

令和元年11月号